

北上地区消防組合情報公開規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月28日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第2号

北上地区消防組合情報公開規則等の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合情報公開規則等の一部を改正する規則

第1条 北上地区消防組合情報公開規則（平成26年北上地区消防組合規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p><u>（不服申立ての請求の方法）</u></p> <p>第11条 <u>条例第20条の規定による不服申立ての請求は、情報開示異議申立書（様式第11号）により行うものとする。</u></p> <p>様式第3号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様 実施機関名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p style="text-align: center;">情報部分開示決定通知書</p> <p>年 月 日付けで請求のあった情報の開示については、次のとおり部分開示することに決定したので、北上地区消防組合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。</p>	<p>第11条 （削除）</p> <p>様式第3号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様 実施機関名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p style="text-align: center;">情報部分開示決定通知書</p> <p>年 月 日付けで請求のあった情報の開示については、次のとおり部分開示することに決定したので、北上地区消防組合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">行政文書名 又は情報内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開示の日時</td> <td>年 月 日 ( ) 午前・午後 時</td> </tr> <tr> <td>開示の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開示の方法</td> <td><input type="checkbox"/> 閲覧   <input type="checkbox"/> 視聴   <input type="checkbox"/> 写し（複製物）の交付 （<input type="checkbox"/> 送付）</td> </tr> </table>	行政文書名 又は情報内容		開示の日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	開示の場所		開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し（複製物）の交付 （ <input type="checkbox"/> 送付）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">行政文書名 又は情報内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開示の日時</td> <td>年 月 日 ( ) 午前・午後 時</td> </tr> <tr> <td>開示の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開示の方法</td> <td><input type="checkbox"/> 閲覧   <input type="checkbox"/> 視聴   <input type="checkbox"/> 写し（複製物）の交付 （<input type="checkbox"/> 送付）</td> </tr> </table>	行政文書名 又は情報内容		開示の日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時	開示の場所		開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し（複製物）の交付 （ <input type="checkbox"/> 送付）
行政文書名 又は情報内容																	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時																
開示の場所																	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し（複製物）の交付 （ <input type="checkbox"/> 送付）																
行政文書名 又は情報内容																	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時																
開示の場所																	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し（複製物）の交付 （ <input type="checkbox"/> 送付）																

開示をしないこととした部分又は内容	
開示をしないこととした理由	北上地区消防組合情報公開条例第 条第 項に該当するため
交付に係る費用	円 (内訳 作成費用 円 送付費用 円)
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

- 備考 1 当日は、この通知書を持参して、上記の開示場所までお越しください。
- 2 当日都合の悪い場合は、あらかじめ担当課等まで連絡してください。
- 3 交付に係る費用は、開示の際に納入してください。送付による開示を希望した方は、同封の納入通知書により費用を納入してください。納入が確認でき次第、送付します。
- 4 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に \_\_\_\_\_ に対して異議申し立てをすることができます。
- 5 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立

開示をしないこととした部分又は内容	
開示をしないこととした理由	北上地区消防組合情報公開条例第 条第 項に該当するため
交付に係る費用	円 (内訳 作成費用 円 送付費用 円)
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

- 備考 1 当日は、この通知書を持参して、上記の開示場所までお越しください。
- 2 当日都合の悪い場合は、あらかじめ担当課等まで連絡してください。
- 3 交付に係る費用は、開示の際に納入してください。送付による開示を希望した方は、同封の納入通知書により費用を納入してください。納入が確認でき次第、送付します。
- 4 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に 北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 5 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、北上地区消防組合管理者となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内

てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

様式第4号（第3条関係）

年

年 月 日

様

実施機関名



情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の開示については、次のとおり開示しないことに決定したので、北上地区消防組合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書名又は 情報内容	
開示をしないこと にした理由	北上地区消防組合情報公開条例第 条 第 項に該当するため
摘 要	
担 当 課 等 (連絡先)	電話番号 内線

備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け

に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

様式第4号（第3条関係）

年

年 月 日

様

実施機関名



情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の開示については、次のとおり開示しないことに決定したので、北上地区消防組合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書名又は 情報内容	
開示をしないこと にした理由	北上地区消防組合情報公開条例第 条 第 項に該当するため
摘 要	
担 当 課 等 (連絡先)	電話番号 内線

備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け

取った日の翌日から起算して60日以内に\_\_\_\_  
に対して異議申し立てをすることができます。

- 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の通達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

様式第9号（第7条関係）

年

年 月 日

様

実施機関名



第三者情報開示決定通知書

に関する情報については、開示することに決定したので、北上地区消防組合情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。

行政文書名又は情報内容	
-------------	--

取った日の翌日から起算して3月以内に 北上  
地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。

- 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、北上地区消防組合管理者となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の通達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

様式第9号（第7条関係）

年

年 月 日

様

実施機関名



第三者情報開示決定通知書

に関する情報については、開示することに決定したので、北上地区消防組合情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。

行政文書名又は情報内容	
-------------	--

開示請求に係る行政文書に記録されている当該情報の内容		
情報開示の実施	日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時
	場所	
担当課等 (連絡先)		電話番号 内線
摘 要		

- 備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に\_\_\_\_  
に対して異議申し立てをすることができます。なお、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに異議申し立てと併せて執行停止の申し立てをする必要があります。
- 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6

開示請求に係る行政文書に記録されている当該情報の内容		
情報開示の実施	日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時
	場所	
担当課等 (連絡先)		電話番号 内線
摘 要		

- 備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に\_\_\_\_  
北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに審査請求と併せて執行停止の申し立てをする必要があります。
- 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、北上地区消防組合管理者となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その

か月以内に提訴しなければならないこととされています。

異議申し立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

様式第11号（第11条関係）

年

年 月 日

実施機関 様

申立者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名 ⑩

情報開示異議申立書

年 月 日付けで通知のあった情報開示の決定については、次のとおり異議申立てをします。

異議申立ての原因となった処分	
決定を知った日	年 月 日
異議申立ての趣旨	
異議申立ての理由	

実施機関の教示 の有無	
----------------	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 北上地区消防組合個人情報保護規則（平成26年北上地区消防組合規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p><u>（不服申立ての請求の方法）</u></p> <p>第25条 <u>条例第40条の規定による不服申立ての請求は、保有個人情報開示等異議申立書（様式第22号）により行うものとする。</u></p> <p>様式第3号（第5条関係）</p> <p>年 月 日</p> <p>年</p> <p>様</p> <p>実施機関名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>保有個人情報部分開示決定通知書</p> <p>年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり部分開示することに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第18条第1項の規定により通知します。</p> <table border="1"> <tr> <td>保有個人情報が含まれる行政文書名又は情報内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開示の日時</td> <td>年 月 日（ ）午前・午後 時</td> </tr> </table>	保有個人情報が含まれる行政文書名又は情報内容		開示の日時	年 月 日（ ）午前・午後 時	<p>第25条 （削除）</p> <p>様式第3号（第5条関係）</p> <p>年 月 日</p> <p>年</p> <p>様</p> <p>実施機関名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>保有個人情報部分開示決定通知書</p> <p>年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり部分開示することに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第18条第1項の規定により通知します。</p> <table border="1"> <tr> <td>保有個人情報が含まれる行政文書名又は情報内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開示の日時</td> <td>年 月 日（ ）午前・午後 時</td> </tr> </table>	保有個人情報が含まれる行政文書名又は情報内容		開示の日時	年 月 日（ ）午前・午後 時
保有個人情報が含まれる行政文書名又は情報内容									
開示の日時	年 月 日（ ）午前・午後 時								
保有個人情報が含まれる行政文書名又は情報内容									
開示の日時	年 月 日（ ）午前・午後 時								



開示の場所	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し（複製物）の 交付（ <input type="checkbox"/> 送付）
開示をしないこととした部分又は内容	
開示をしないこととした理由	北上地区消防組合情報公開条例第 条第 項に該当するため
交付に係る費用	円 （内訳 作成費用 円送付費用 円）
担当課等 （連絡先）	電話番号 内線

- 備考 1 当日は、この通知書及び請求者本人であることを示す書類（運転免許証等）を持参して、上記の開示場所までお越しください。
- 2 当日都合の悪い場合は、あらかじめ担当課等まで連絡してください。
- 3 交付に係る費用は、開示の際に納入してください。送付による開示を希望した方は、同封の納入通知書により費用を納入してください。納入が確認でき次第、送付します。
- 4 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に\_\_\_\_\_に対して異議申し立てをすることができます。
- 5 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の

開示の場所	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し（複製物）の 交付（ <input type="checkbox"/> 送付）
開示をしないこととした部分又は内容	
開示をしないこととした理由	北上地区消防組合情報公開条例第 条第 項に該当するため
交付に係る費用	円 （内訳 作成費用 円送付費用 円）
担当課等 （連絡先）	電話番号 内線

- 備考 1 当日は、この通知書及び請求者本人であることを示す書類（運転免許証等）を持参して、上記の開示場所までお越しください。
- 2 当日都合の悪い場合は、あらかじめ担当課等まで連絡してください。
- 3 交付に係る費用は、開示の際に納入してください。送付による開示を希望した方は、同封の納入通知書により費用を納入してください。納入が確認でき次第、送付します。
- 4 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に 北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 5 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、北上地区消防組合管理者となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過

取消しの訴えを提訴できなくなります。)ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

様式第4号(第5条関係)

年

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示しないことに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第18条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容	
開示をしないことにした理由	北上地区消防組合個人情報保護条例第 条 第 項に該当するため
摘 要	
担 当 課 等 (連絡先)	電話番号 内線

備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け

すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。)ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

様式第4号(第5条関係)

年

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示しないことに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第18条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容	
開示をしないことにした理由	北上地区消防組合個人情報保護条例第 条 第 項に該当するため
摘 要	
担 当 課 等 (連絡先)	電話番号 内線

備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け

取った日の翌日から起算して60日以内に\_\_\_\_  
に対して異議申し立てをすることができます。

2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、\_\_\_\_となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の通達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

様式第9号（第9条関係）

年

年 月 日

様

実施機関名

第三者個

個人情報開示決定通知書

に関する情報については、開示することに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第22条第3項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容	
--------------------------	--

取った日の翌日から起算して3月以内に 北上  
地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。

2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、北上地区消防組合管理者となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

様式第9号（第9条関係）

年

年 月 日

様

実施機関名

第三者個

個人情報開示決定通知書

に関する情報については、開示することに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第22条第3項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容	
--------------------------	--

保有個人情報の開示請求に係る行政文書に記録されている当該情報の内容		
保有個人情報開示の実施	日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時
	場所	
担当課等 (連絡先)		電話番号 内線
摘 要		

備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に\_\_\_\_  
 に対して異議申し立てをすることができます。なお、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに異議申し立てと併せて執行停止の申し立てをする必要があります。

2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

保有個人情報の開示請求に係る行政文書に記録されている当該情報の内容		
保有個人情報開示の実施	日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時
	場所	
担当課等 (連絡先)		電話番号 内線
摘 要		

備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に\_\_\_\_ 北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに審査請求と併せて執行停止の申し立てをする必要があります。

2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、北上地区消防組合管理者となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算し

て6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

様式第13号（第15条関係）

年

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正しないことに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第29条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容	
訂正をしないことにした理由	
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に \_\_\_\_\_

様式第13号（第15条関係）

年

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正しないことに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第29条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容	
訂正をしないことにした理由	
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に 北上

に対して異議申し立てをすることができます。

2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

様式第19号（第22条関係）

年

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報非利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止しないことに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第37条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容
--------------------------

地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。

2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は北上地区消防組合管理者となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

様式第19号（第22条関係）

年

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報非利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止しないことに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第37条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容
--------------------------

利用停止をしない ことにした理由	
担 当 課 等 (連絡先)	電話番号 内線

備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に\_\_\_\_  
に対して異議申し立てをすることができます。

2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

様式第22号（第25条関係）

年

年 月 日

実施機関 様

申立者 住所若しくは居所又は所在地

氏名又は名称

利用停止をしない ことにした理由	
担 当 課 等 (連絡先)	電話番号 内線

備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に 北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。

2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、北上地区消防組合管理者となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

及び代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

保有個人情報開示等異議申立書

年 月 日付けで通知のあった保有個人情報開示等の決定について、次のとおり異議申立てをします。

<u>異議申立ての原因となった処分</u>	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用停止
<u>決定を知った日</u>	年 月 日
<u>異議申立ての趣旨</u>	
<u>異議申立ての理由</u>	
<u>実施機関の教示の有無</u>	

備考 該当する□にレ印を記入してください。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。